

フォトインストラクター認定講座受講規約

フォトインストラクター認定講座を受講される場合には、本受講規約に従っていただくこととなります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上でお申込みくださいますようお願いいたします。

第1条（規約の適用）

フォトインストラクター認定講座受講規約（以下「本規約」といいます）は、フォトインストラクター認定講座を受講になるすべての方（以下「受講者」といいます）に適用されるものとし、受講者は本規約に同意のうえ認定講座を受講するものとします。

第2条（受講条件）

認定講座を受講する条件は、下記を満たしていることとします。

- (1) 基本的なカメラ、撮影知識があること（フォトマスター検定2級程度）

第3条（禁止事項）

1. 受講者は、フォトインストラクター認定講座において以下の行為または以下の行為に該当する恐れのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 意図的に虚偽の情報または誤解を招く情報を登録する行為
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他人の権利を侵害する行為
- (3) 個人や団体を誹謗中傷する行為
- (4) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為
- (5) 講義の進行、他の受講生の学習を妨げるような行為、他の受講生・講師・スタッフに対して危害を与えるような行為、その他受講生に対して迷惑をおよぼす行為、撮影地に対する迷惑行為
- (6) パソコンやインターネットその他の手段によって受講者もしくは第三者の受講または運営に支障を与える行為
- (7) その他当社が不適切・不相当であると判断した行為

2. 前項に掲げる行為によって、主催者または第三者に損害が生じた場合、受講者はすべての法的責任を負うものとし、主催者および第三者に損害を与えないものとします。

3. 主催者は、受講者が第1項に掲げる行為を行ったと合理的に判断した場合、事前に通知することなく、認定講座の受講を停止することができるものとします。この場合、主催者は、受講者に対し既に受領した受講料金の返金を一切行わないものとします。
4. フォトインストラクター認定講座は、写真の指導者としての人格育成も目的の一つとするため、必要があるときは、指導方法、作例撮影、マナーなどについて、講師が厳しく指導する場合があることを、受講者は十分理解し受講するものとします。
5. 受講者は、第3条第1項、第3項ならびに第4項の違反に起因する、自分自身ならびに第三者の身体、財物に対しての損害については、主催者および講師に対して一切責任を問わないものとします。

第4条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに協会の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (3) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (4) 協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (5) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (6) 本講座の受講申込みその他協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第5条（不可抗力）

地震、火災、その他のやむを得ない事情による講義の中止等については、主催者は一切責任を負わないものとします。

第6条（解約・返金）

フォトインストラクター認定講座受講申込後の解約による返金については以下の基準に従うものとします。

- (1) 開講日前営業日までに解約を申請した場合（開講日とは、最初の講義実施日を指す）理由の如何を問わず、解約による返金請求ができるものとする。但し、返金に際しては、振込手数料は受講者負担とします。

- (2) 講座開講日以後に解約を申請した場合、理由の如何を問わず、解約による返金はしないものとします。

第7条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権は協会に帰属し、受講者が協会の事前の承諾を得ずに、これらを侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第8条（肖像権）

受講者は、本講座を受講するにあたり、協会固有の講座、イベント、その他活動内容について記録媒体にて撮影することがあります。また、撮影された記録媒体については、協会の活動にかかわる範囲での利用をするものとします。ただし、受講者からの削除依頼があった場合は双方協議のうえ、対応を検討するものとします。

第9条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、協会によって開示された協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第10条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第11条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 12 条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、協会は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 14 条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

本講座に受講する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを保証します。

自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはいけません。

第 16 条（管轄合意）

本講座又は本規約に関する一切の紛争については、主催者の主たる事務所若しくは営業所又は住所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（規約の変更）

1. 主催者は、受講者に事前の通知をすることなく本規約を変更（追加・削除を含みます）することができるものとします。
2. 変更された本規約および本件注意事項は、これらをホームページ上に掲示した後、受講者が受講した時点をもって承諾したものとみなします。

共催：株式会社カメラのキタムラ カメラのキタムラ写真教室
一般社団法人 日本写真講師協会
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-3-1
新宿アイランドウイング 15F
カメラのキタムラ気付